

委員会の設置に関する規則

(平成24年5月14日規則第4号)

(最終改正 令和元年12月30日)

(目的)

第1条 この規則は、委員会の設置に関する規程3条及び12条に基づき、本協会の設置する委員会及び委員会の所管に関し必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 本協会に次に掲げる委員会を置く。

- (1) 組織内弁護士調査研究委員会
- (2) 研修委員会
- (3) 渉外委員会
- (4) 国際委員会

(組織内弁護士調査研究委員会)

第3条 組織内弁護士調査研究委員会は次の各号に定める事項を任務とする。

- (1) 組織内弁護士の実務や制度（組織内弁護士の権利義務に関する法令、弁護士会規則および倫理一般を含む。本条において以下同じ。）に関する調査研究およびその成果を示す資料の作成
- (2) 組織内弁護士の実務における指針（職務上の倫理と行動規範を明らかにするもの）およびこれに付属するガイドライン等の策定
- (3) 組織内弁護士の実務や制度に関する本協会の声明（特定の論点や争点について本協会としての立場を示すもの）の起草
- (4) 組織内弁護士の実務や制度に関する本協会の意見書（特定の組織、団体または個人等に対し、当該対象者の施策に関して、本協会としての提言や意見を述べるもの）の起草
- (5) その他上記に関連する事項

2 組織内弁護士調査研究委員会の委員は、3人以上とする。

(研修委員会)

第4条 研修委員会は次の各号に定める事項を任務とする。

- (1) 本協会会員を対象とする研修、勉強会、セミナー等の認定および開催
- (2) その他上記に関連する事項

2 研修委員会の委員は、3人以上とする。

(渉外委員会)

第5条 渉外委員会は次の各号に定める事項を任務とする。

- (1) 国内の弁護士会、弁護士による団体、その他の企業、団体等との折衝、交渉、交流、提携その他の共同活動
- (2) 上記の実施に必要な説明資料、広報資料等の作成
- (3) その他上記に関連する事項

2 渉外委員会の委員は、3人以上とする。

(国際委員会)

第6条 国際委員会は次の各号に定める事項を任務とする。

- (1) 海外の弁護士会、法曹団体、その他の企業、団体等との折衝、交渉、交流、提携、調査、研究その他の共同活動の実施
- (2) 弁護士に関する国際会議、海外の弁護士会、法曹団体、その他の団体の主催する催し物（開催地が日本であるものを含む。）への参加、派遣、推薦その他の参画
- (3) 海外の出版社、マスコミその他海外からの問い合わせへの対応
- (4) 海外向け広報戦略の企画立案及びその実施等
- (5) 上記の実施に必要な説明資料、広報資料等の作成
- (6) その他上記に関連する事項

2 国際委員会の委員は、3人以上とする。

附則

第1条 この規則は、平成24年5月14日から施行する。

附則

第1条 この規則は、令和元年11月12日から施行する。

附則

第1条 この規則は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第2条第1号および第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。